職業安定分科会雇用保険部会(第157回)

令和3年10月25日

参考資料1

# 基本手当関係参考資料

(9月24日資料より一部抜粋)

# 一般求職者給付(基本手当等)

④ 特定受給資格者・特定理由離職者・一般受給資格者の比較

類型	概要	受給に必要な 被保険者期間	所定給付日数	給付制限期間
特定受給 資格者	倒産・解雇等の理由により再 就職の準備をする時間的余 裕なく離職を余儀なくされた 者	1年以内に6か月	90日~330日 (一般よりも手厚い)	なし
特定理由 離職者 (特定受給資格者に該当 する者を除く)	期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者	1年以内に6か月	90日~330日 (一般よりも手厚い) <u>※令和4年3月31日まで</u> の暫定措置	なし
	その他やむを得ない理由に より離職した者		90日~150日 (一般と同じ)	
一般受給 資格者	上記以外の者	2年以内に12か月	90日~150日	2か月 ※5年以内に2回を超える 場合は3か月 ※災害時は1か月に短縮

- ※1 就職困難者(障害者等)については、上表にかかわらず所定給付日数は150日~360日(その他の要件は、上表の各類型による)
- ※2 令和2年5月1日から厚生労働大臣が定める日までの間、①本人の職場で新型コロナウイルス感染症の感染者が発生したこと、 ②本人または同居の親族が基礎疾患を有すること、③妊娠中であることもしくは高齢であることを理由に、新型コロナウイルス感 染症の感染予防等の観点からやむを得ず離職した場合には特定受給資格者と扱われる

# 特定受給資格者の基準

#### 【特定受給資格者】

○ 倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者

## ① 「倒産」等により離職した者

- (1) 倒産(破産、民事再生、会社更生等の各倒産手続きの申立て又は手形取引の停止等) に伴い離職した者
- (2) 事業所において大量雇用変動の場合(1か月に30人以上の離職を予定)の届出がされたため離職した者及び当該事業主に雇用 される被保険者の3分の1を超える者が離職したため離職した者
- (3) 事業所の廃止(事業活動停止後再開の見込みのない場合を含む。) に伴い離職した者
- (4) 事業所の移転により、通勤困難となったため離職した者

#### ② 「解雇」等により離職した者

- (1)解雇(自己の責めに帰すべき重大な理由による解雇を除く。)により離職した者
- (2) 労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者
- (3)賃金(退職手当を除く。)の額の3分の1を超える額が支払期日までに支払われなかったこと(※1)等により離職した者
- (4) 賃金が、当該労働者に支払われていた賃金に比べて85%未満に低下した(又は低下することとなった)ため離職した者(当該労働者が低下の事実について予見し得なかった場合に限る。)
- (5)離職の直前6ヶ月間のうちに3月連続して45時間超、1月で100時間以上又は2~6月平均で月80時間を超える時間外・休日 労働(※2)が行われたため、又は事業主が危険若しくは健康障害の生ずるおそれがある旨を行政機関から指摘されたにもかかわ らず、事業所において当該危険若しくは健康障害を防止するために必要な措置を講じなかったため離職した者
- (6)事業主が法令に違反し、妊娠中若しくは出産後の労働者又は子の養育若しくは家族の介護を行う労働者を就業させ、若しくはそれらの者の雇用の継続等を図るための制度の利用を不当に制限したこと又は妊娠したこと、出産したこと若しくはそれらの制度の利用の申出をし、若しくは利用をしたこと等を理由として不利益な取扱いをしたこと(※1)
- (7) 事業主が労働者の職種転換等に際して、当該労働者の職業生活の継続のために必要な配慮を行っていないため離職した者
- (8) 期間の定めのある労働契約の更新により3年以上引き続き雇用されるに至った場合において当該労働契約が更新されないことと なったことにより離職した者
- (9) 期間の定めのある労働契約の締結に際し当該労働契約が更新されることが明示された場合において当該労働契約が更新されない こととなったことにより離職した者(上記(8)に該当する者を除く。)
- (10) 上司、同僚等からの故意の排斥又は著しい冷遇若しくは嫌がらせを受けたことによって離職した者
- (11) 事業主から直接若しくは間接に退職するよう勧奨を受けたことにより離職した者(従来から恒常的に設けられている「早期退職 優遇制度」等に応募して離職した場合は、これに該当しない。)
- (12) 事業所において使用者の責めに帰すべき事由により行われた休業が引き続き3ヶ月以上となったことにより離職した者
- (13) 事業所の業務が法令に違反したため離職した者

(※1)平成29年1月より施行(※2)平成31年4月より施行

# 特定理由離職者の概要

#### 【特定理由離職者】

- 期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職した者(特定受給資格者を除く)
- ① 期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことにより離職した者(その者が当該更新を希望したにもかかわらず、当該更新についての合意が成立するに至らなかった場合に限る。)
  - ※ 令和4年3月31日までに離職した上記特定理由離職者については、暫定的に特定受給資格者とみなし、以下の措置が適用される。 (令和4年3月31日までの暫定措置)
    - (a)所定給付日数は特定受給資格者と同じ日数
    - (b)再就職手当の支給を受けた受給者が、当該再就職手当に係る基本手当の受給資格に係る受給期間内にあり、かつ、新たな受給資格 を取得することなく再び離職した場合に、受給期間を一定期間延長
  - ※ 契約更新上限がある有期労働契約の上限到来により離職した場合で、以下の(a)又は(b)のいずれかに該当する場合は、特定理由離職者として取り扱う(令和4年3月31日までの暫定措置)
    - (a)契約更新上限が当初の有期労働契約締結時に設けられておらず、当初の有期労働契約締結後に設定された場合又は不条項が追加された場合
    - (b)契約更新上限が当初の有期労働契約締結後に引き下げられた場合
- ② 正当な理由のある自己都合により離職した者
  - (1) 体力の不足、心身の障害、疾病、負傷、視力の減退、聴力の減退、触覚の減退等により離職した者
  - (2) 妊娠、出産、育児等により離職し、雇用保険法第20条第1項の受給期間延長措置を受けた者
  - (3) 父若しくは母の死亡、疾病、負傷等のため、父若しくは母を扶養するために離職を余儀なくされた場合又は常時本人の看護を必要とする親族の 疾病、負傷等のために離職を余儀なくされた場合のように、家庭の事情が急変したことにより離職した者
  - (4) 配偶者又は扶養すべき親族と別居生活を続けることが困難となったことにより離職した者
  - (5)次の理由により、通勤不可能又は困難となったことにより離職した者
    - i ) 結婚に伴う住所の変更
    - ii) 育児に伴う保育所その他これに準ずる施設の利用又は親族等への保育の依頼
    - iii) 事業所の通勤困難な地への移転
    - iv) 自己の意志に反しての住所又は居所の移転を余儀なくされたこと
    - v)鉄道、軌道、バスその他運輸機関の廃止又は運行時間の変更等
    - vi) 事業主の命による転勤又は出向に伴う別居の回避
    - vii)配偶者の事業主の命による転勤若しくは出向又は配偶者の再就職に伴う別居の回避
  - (6) 事業主が労働条件を変更したことにより採用条件と実際の労働条件が著しくことなることとなったことを理由に離職した者(事由発生後1年経 過後に離職した場合)

## 地域延長給付の概要

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間(※)延長される(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの暫定措置)。※ 被保険者期間が20年以上で、35歳以上60歳未満である場合には30日

- 2 対象者(次のいずれにも該当する求職者)
- (1)就職困難な者以外の特定受給資格者又は特定理由離職者(期間の定めのある労働契約の期間が 満了し、かつ、当該労働契約の更新がない者に限る。)
- (2)雇用機会が不足していると認められる地域として厚生労働大臣が指定する地域(以下「指定地域」という。)内に居住する者
- (3)公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当 であると認めた者

(指定地域)直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該当する地域

- ① 有効求職者割合が、平成21年1月時点の全国の有効求職者割合以上
- ② 有効求人倍率が、平成21年1月時点の全国の有効求人倍率以下
- ③ 基本手当受給率が、平成21年1月時点の全国平均値以上
- ④ 地域指定を行う際には、当該地域の求職活動の実態を考慮することとし、
  - ・ 自所管内の就職率が50%以上の場合 → 自所が①~③の基準を満たす場合に指定
  - ・ 自所管内の就職率が50%未満の場合 → 自所以外で就職者が一番多い安定所が①~③の 基準を満たしている場合に指定(ベッドタウン要件)
  - (※) ④の要件については、平成29年改正により追加。

受給者実人員

基本受給率 =

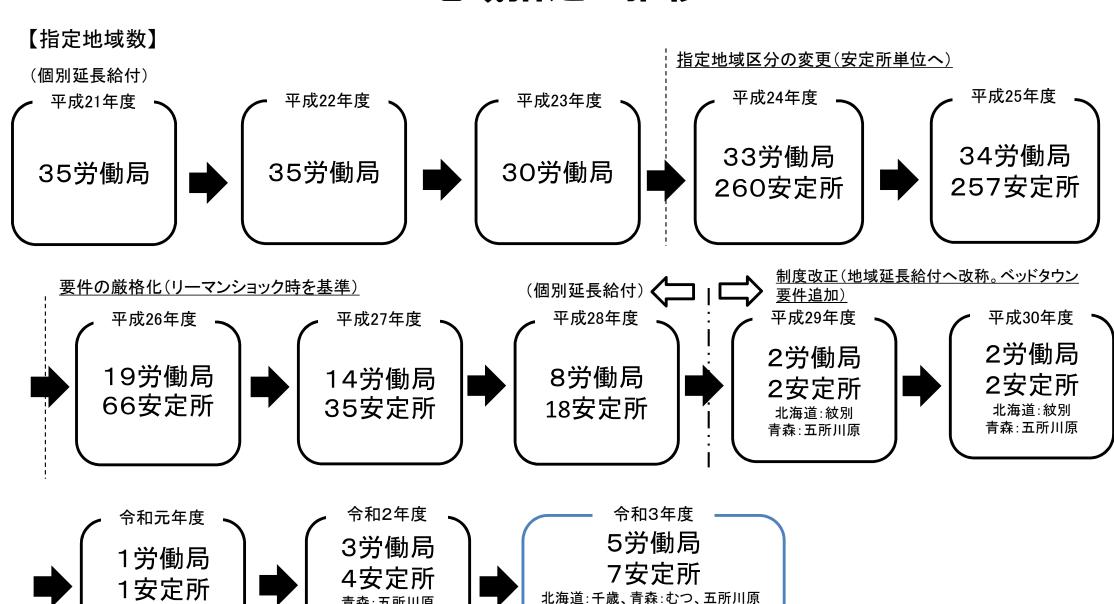
受給者実人員 + 一般被保険者数

→四半期ごとに判定を行い、指定要件を満たした場合 には、当該年度を通じて対象地域となる。

# 指定基準等の変遷

	平成21年度創設 (個別延長給付)	平成24年度~	平成26年度~	平成29年度~ (地域延長給付)
基準等	(地域局 (地域局 (地域局 (地域局 (地域局 (地域局 (地域局 (地域) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地) (地	(地域区分) 安定所単位 (指定基準.) 同左	(地域区分) 同左 (指定基準.) 直近一箇月で、以下の基準のいずれにも該 当する地域 ① 有効求職者割合が、平成21年1月時点 の全国の有効求職者割合以上 ② 有効求人倍率が、平成21年1月時点の 全国の有効求人倍率以下 ③ 基本手当受給率が、平成21年1月時点 の全国平均値以上	(地域区分) 同左 (指定基準.) 左記に加え、以下を追加。 ④ 地域指定を行う際には、 当該地域の求職活動の実態を考慮することと職率が50%以上の場合 ・自所が①~③の基準を ・自所が①~③の基準を ・自所は場合に指率が50%未満の場合 ・カーで就職者が一番多い安定所が①~③の 基準を満たしている場合に 指定
	(期限) 平成23年度末までの 暫定措置	(期限) 平成25年度末までの 暫定措置	(期限) 平成28年度末までの暫定措置	(期限) 令和3年度末までの暫定措置

# 地域指定の推移



大阪:泉佐野、河内長野、高知:いの

沖縄:沖縄

※令和3年7月指定時点

青森: 五所川原

福岡:行橋

沖縄:沖縄、那覇

青森: 五所川原

## 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応した給付日数の延長に関する特例について

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」に基づき、雇用保険の基本手当の給付日数の延長に関する特例が設けられました。

### 対象となる方

離職日に応じて以下に該当し、法施行日(令和2年6月12日)以後に基本手当の所定給付日数を受け終わる方が対象。

離職日	対象者
① 緊急事態宣言発令以前	離職理由を問わない(全受給者)
② 緊急事態宣言発令期間中	特定受給資格者※1及び特定理由離職者※2
③ 緊急事態宣言解除後	新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた 特定受給資格者及び特定理由離職者(雇止めの場合に限る)

- ※1 特定受給資格者:倒産・解雇等の理由により離職を余儀なくされた者
- ※2 特定理由離職者:①期間の定めのある労働契約が、更新を希望したにもかかわらず更新されなかったことにより離職した者 ②転居、婚姻等による自己都合離職者
- ※3 お住まいの地域を発令地域として指定する公示がされた日において受給資格者の方が対象です。
- ※4 就職困難者の方は、当初から所定給付日数が長いため、対象となりません。
- ※ 5 特例延長給付を受けている方が再度特例延長給付を受けることはできません。
- ※6 上記①~③に対応する期間は、お住まいの都道府県が緊急事態宣言の対象地域となっていた期間(複数回の緊急事態宣言で対象となっていた場合は最新の緊急事態宣言の対象地域となっていた期間をいう。)の始期と終期により判断されるため、都道府県毎に異なります。

## 延長される日数 60日 (一部30日※)

※35歳以上45歳未満の方で所定給付日数270日の方45歳以上60歳未満の方で所定給付日数330日の方

# (参考)個別延長給付の概要

難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間(最大120日)延長される。

#### 2 対象者

- イ 次の(イ)又は(口)に該当するものであること。
  - (イ) 就職困難な者以外の特定受給資格者又は特定理由離職者(期間の定めのある労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がない者に限る。)であって、次のa~cのいずれかに該当し、かつ、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準(以下「指導基準」という。)に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者であること。
    - a 心身の状況が厚生労働省令で定める基準に該当する者 具体的には、以下のいずれかに該当するものであること。
    - (a) 難治性疾患を有すること。
    - (b) 発達障害者支援法第2条に規定する発達障害者であること。
    - (c) (a)及び(b)に掲げるもののほか、障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第1号に規定する障害者であること。
    - b 雇用されていた適用事業が激甚災害として指定された災害の被害を受けたため離職を余儀なくされた 者又は激甚災害法第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者であって、政令第5条の2で定 める基準に照らして職業に就くことが特に困難であると認められる地域として厚生労働大臣が指定する 地域内に居住する者。なお、厚生労働大臣が指定する地域は告示により定める。
    - c 雇用されていた適用事業が激甚災害その他の災害(厚生労働省令で定める災害に限る。)の被害を受けたため離職を余儀なくされた者又は激甚災害法第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者(bに該当する者を除く。)。
  - (ロ) 就職困難な者である受給資格者であって、(イ)bに該当し、かつ、公共職業安定所長が指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた者であること。